

介護老人保健施設社会福祉法人^{恩賜財団}済生会湘南苑 重要事項説明書

入所

1. 概要

(1) 法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部神奈川県済生会
 代表者名 赤星 透
 所在地 神奈川県横浜市神奈川区西神奈川1丁目13番地10
 済生会東神奈川リハビリテーション病院 別館3F
 電話番号 045-423-2301
 業務の概要 医療・福祉・保健分野と幅広く事業を運営しています。
 事業所数 21事業所

(2) 介護老人保健施設の概要

施設名称 介護老人保健施設社会福祉法人^{恩賜財団}済生会湘南苑
 所在地 神奈川県平塚市立野町37-1
 電話番号 0463-35-5780
 F A X 番号 0463-31-3177
 管理者名 渡部 洋行
 介護保険指定番号 介護老人保健施設（1452080000号）
 開設年月日 平成2年6月1日

(3) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護保険法による介護老人保健施設で加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、その心身機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるよう支援する施設です。

当施設は明るく家庭的な雰囲気をもって、地域や家庭との結びつきを重視し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行います。

2. 当施設の職員配置

職種	職員数 (常勤換算数)	業務内容
・管理者(医師兼務)	1名	施設の運営・統括
・医師	1名	医学的管理、診察、処方等
・薬剤師	0.2名	調剤、保管薬剤の管理、服薬指導
・看護職員	5.2名以上	療養上の健康管理、処置等々の医療行為
・介護職員	13名以上	日常生活に必要な介護全般
・理学療法士または 作業療法士または 言語聴覚士	3名	機能訓練指導、在宅生活指導等
・管理栄養士	1名	栄養管理、栄養相談
・介護支援専門員	1名以上	施設サービス計画作成/ 在宅復帰支援
・支援相談員	2名	入所・退所相談、各種制度相談等
・事務員	2名以上	利用料請求、受領等

入所定員等 ※定員 54名（うち認知症専門棟 0名）

※療養室 2人室 1室、4人室 13室 計14室

3. サービス内容

- ① 医師による医学的管理（診察・処方等）
- ② 施設サービス計画の立案・在宅生活再開の支援等
- ③ 食事（食事は原則、食堂で召し上がっていただきます。）
朝食 8：00～ 8：30
昼食 12：00～12：30
夕食 18：00～18：30
- ④ 入浴は原則週2回、ご利用者の心身の状態に応じて対応します。
入浴が困難な状態の場合は、清拭等にて身体の清潔保持に努めます。
- ⑤ 医学的管理下の看護
- ⑥ 医学的管理下の介護
- ⑦ リハビリテーションマネジメント、機能訓練、家屋訪問指導等
- ⑧ レクリエーションの支援・余暇活動支援・その他行事
- ⑨ 相談援助サービス・関係機関等との連絡調整
- ⑩ 栄養ケア・マネジメント、栄養管理・口腔衛生
- ⑪ 理美容サービス
- ⑫ 行政手続の支援
- ⑬ その他

4. 利用者負担

（1）基本料金 ※詳細は別紙料金表参照

- ① 介護保険法の規定により要介護度別に定められています。
- ② 必須加算・必要に応じ個別加算が生じます。

（2）その他の料金

- ① 居住費
- ② 食費
- ③ 日常生活費（選択）
- ④ 教養娯楽費（選択）
- ⑤ 理美容代（実費）

（3）支払い方法

- ① 毎月10日前後に、前月分の請求書を発行致します。居室のお便り入れに請求書を配布致しますのでご確認願います。
- ② お支払方法は、原則として引き落としと致します。翌月の27日（土日祝祭日の場合は翌営業日）の引き落としとなります。確認後、領収書を発行致します。（前月分の請求書と前々月分の領収書を共にお便り入れに配布致します。）
- ③ 入所月等お引き落とし手続きが間に合わない場合は、事務窓口（1階）にて現金でお支払いをお願い致します。

5. 健康管理、協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関にご協力いただいています。

【協力医療機関】

医療	名 称	済生会湘南平塚病院
	住 所	平塚市宮松町18番1号(TEL：0463-31-0520)
歯科	名 称	吉田歯科医院
	住 所	平塚市豊原町7-13（TEL：0463-31-1996）
	名 称	たむら歯科
眼科	住 所	茅ヶ崎市東海岸北1-5-2（TEL:0467-84-4618）
	名 称	山本眼科医院
	住 所	平塚市立野町40-10 3F（TEL：0463-31-1156）

- ・入所中は、当苑医師が主治医として健康管理、薬の処方を行います。
- ・当施設にて必要な医療の提供が困難な場合は、医師判断の下、協力病院等へ紹介し、適切に診療を行います。受診の際は、ご家族の付き添いをお願い致します。
- ・原則、健康管理（処方含）は施設サービス費（介護保険）に含まれているため、外部医療機関で受診した場合は健康保険が適用されません（一部を除く）。
 - ・健康保険が適用されないものは、全て施設負担
 - ・健康保険が適用されるものは、自己負担が発生

- ・入院が必要と認められる場合、当施設は退所となります。病状が回復し、また入所生活を再開できるご状況になりましたら、出来る限り円滑に再入所できるよう努めます。

6. 緊急時の連絡先

<急変時の連絡>

- ・利用者の心身状態が急変した場合、利用者の家族又は身元保証人が指定する者に対し連絡します。
- ・施設医師が医学的判断により専門的な対応の必要を認めた場合は、協力医療機関等に対し診察の依頼や紹介、搬送を行うことがあります。

<激甚災害時等の緊急連絡>

- ・激甚災害時の発生時には、通常の電話連絡が不可能であると想定し、ご入所者のご家族等に対しては、次の情報伝達手段を準備しております。

※NTT 災害伝言による情報発信

NTT 災害伝言ダイヤル「1 7 1」が利用できる場合は、これを通じ適宜情報発信を行います。

伝言ダイヤルで使用する電話番号は「0 4 6 3-3 5-5 7 8 0」です。

7. 施設利用に当たっての留意事項

(居 室)

ご状態により決めさせていただきます。

(面 会)

- ・面会時間 10:00～19:00 (土日祝祭日含む)
※面会時はサービスステーションにて受付をして下さい。
面会札をつけてご面会ください。
ご家族以外の面会に際して制限等を必要とする場合は事前にご相談下さい。
- ・面会制限
インフルエンザ等の流行が懸念される場合には、ご入所者の健康維持を考慮し、面会を制限することがございます。面会制限を実施する場合には、掲示等によりお知らせしますので、ご理解とご協力をお願い致します。

(外出・外泊)

外出・外泊は医師の許可を得る必要があります。

準備を要す場合がありますので、1週間前までにサービスステーションまたは相談室までご相談ください。

(外出・外泊時の医療機関受診)

介護老人保健施設への入所されている方は、原則として外泊外出時に医療機関を受診することはできません。受診が必要と思われる場合は、施設へご相談ください。ご相談のない場合、受診に要した費用は全額(10割)自己負担となる場合がありますのでご注意ください。

ただし、救急車の要請が必要な場合など緊急時を除きます。

(飲酒・喫煙)

飲酒・喫煙は禁止です。

(火気の取扱い)

療養室での火気の使用は禁止です。

(所持品・備品等の持ち込み)

療養生活に必要な物は、かまいません。

(金銭・貴重品の管理)

貴重品の持ち込みは、ご遠慮ください。

紛失や盗難等につきましては一切責任を負いかねますのでご了承ください。

(ペットの持ち込み)

ペットの持ち込みはご遠慮ください。

8. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止致します。

9. 身体拘束

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがあり、緊急性・一時性・非代替性の全てが認められる場合には、医師及び各職種の協議により必要性を判断し、身体拘束を行うことがあります。この場合には、医師がその容態及び時間、利用者の心身状況、緊急やむを得ないと判断した理由等を入所者や家族へ説明し、診療録等に記録します。身体拘束における指針を整備し、定期的な委員会の開催（3月に1回）および職員への研修（入職時及び年2回）を行いその適正化を図ります。

1 0. 虐待の防止

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生防止のため、指針を整備し、定期的な委員会の開催および職員への研修（入職時及び年2回）を行いその適正化を図ります。

1 1. ハラスメントの禁止（カスタマーハラスメントの防止を含む）

当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

1 2. 衛生管理・感染症対策

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。

感染症が発生し又はまん延しないよう、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を定め、定期的な委員会の開催（3月に1回）および職員への研修（入職時及び年2回）を行いその適正化を図ります。また発生時に迅速に対応できるよう、必要な訓練を定期的実施します。

1 3. 職員の質の確保

当施設は職員の資質向上のため、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。

1 4. 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保等

施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催します。

1 5. 秘密保持

施設職員は、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしません。当施設で定める範囲内で、個人情報を使用する場合があります。その場合は、事前に利用者又はその家族に使用目的を説明し同意を求めるものとします。当施設における個人情報保護方針は施設内に掲示します。

1 6. 非常災害対策

①防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、非常警報装置、避難器具、防火扉

②防災訓練 年2回以上

管理者は消防計画及び火災、台風・洪水などの風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、防火管理者を設置して非常災害対策を行います。防火管理者は、施設職員に対しての防火教育、夜間を想定した訓練を含め年2回以上の避難訓練の実施、その他必要な災害防止対策についても必要に応じ対処する体制を取り安全に努めます。訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

③業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、施設サービスの提供を継続するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、従業者に周知するための研修を定期的（年 2 回）に実施します。また発生時に迅速に対応できるよう、必要な訓練を定期的（年 2 回）に実施します。

1 7. 事故発生の防止及び発生時の対応

本施設は、安全かつ適切に、質の高い施設サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、定期的な委員会の開催（3 月に 1 回）および職員への研修（入職時及び年 2 回）を行いその適正化を図り、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。

事故が発生した場合は、以下のように適切な対応を致します。

- ①施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼し搬送します。
- ②家族等利用者又は身元引受人が指定する方への連絡、保険者および県への報告を行います。
- ③この事業サービスの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、ご入所者が損害を被った場合は、損害を賠償します。
- ④当施設の委員会において、事故発生時の対応及び事故防止対策を定期的に検討し、再発防止に努めます。

1 8. 相談窓口・苦情対応

利用者は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、いつでも苦情を申し出ることができます。事業者は、利用者が苦情申し出等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いも致しません。

サービスに関する相談・要望・苦情については次の窓口で対応致します。

電話番号 0463-35-5780
FAX 番号 0463-31-3177
受付窓口 支援相談員、施設介護支援専門員
対応時間 9:00～17:15（月～金）

サービス提供事業者に苦情・相談をしても改善が見られないときや、直接言いづらい場合に、市へ苦情・相談をすることもできます。

○平塚市介護保険課

所在地 平塚市浅間町 9-1
直通電話 0463-21-8790（介護給付担当）
対応時間 9:00～17:00（月～金）

利用者が特に国保連合会での処理を希望したときや、市での解決が困難な場合に苦情・相談を受け付けています。

○神奈川県国民健康保険団体連合会（介護保険課 介護苦情相談係）

所在地 横浜市西区楠町 27-1
直通電話 045-329-3447
対応時間 8:30～17:15（月～金）

○ 介護保険相談窓口
所在地
電話番号
FAX 番号

1 9. ご入所者の居宅における生活復帰の可否について

ご入所者の心身の状態やご家族状況を踏まえ、3 ヶ月ごとに協議し居宅における生活復帰が可能であるかの検討を行います。

2 0. その他

- ・高齢者は、心身の障害、老化に伴う様々な事故の危険性があります。特に転倒・転落・表皮剥離・誤嚥・誤飲・窒息などから、骨折や外傷、窒息、肺炎など、場合に

よって死亡に結びつくこともあります。当施設では細心の注意を払いそのような事故発生の防止に努めておりますが、専門的な介護施設とはいえ、ご利用者全ての行為を予測し管理できるものではありません。ご了承頂きますようお願い申し上げます。

- ・サービス従事者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

別紙；料金表

介護老人保健施設社会福祉法人^{恩賜財団}済生会湘南苑 重要事項説明書 (介護予防) 訪問リハビリテーション

1. 概要

(1) 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会支部神奈川県済生会
代表者名	赤星 透
所在地	神奈川県横浜市神奈川区西神奈川1丁目13番地10 済生会東神奈川リハビリテーション病院 別館3F
電話番号	045-423-2301
業務の概要	医療・福祉・保健分野に幅広く展開しています。
事業所数	21事業所

(2) 事業所の概要

施設名称	介護老人保健施設社会福祉法人 ^{恩賜財団} 済生会湘南苑
所在地	神奈川県平塚市立野町37-1
電話番号	0463-35-5780
FAX番号	0463-31-3177
管理者名	渡部 洋行
介護保険指定番号	介護老人保健施設(1452080000号)
開設年月日	平成2年6月1日
当事業指定	平成29年7月1日指定

(3) (予防)訪問リハビリテーションの目的・運営方針

指定訪問リハビリテーション事業者は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。

2. (予防)訪問リハビリテーションの職員体制

職 種	職員数	業務内容
管理者(医師兼務)	1名	施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
医師	1名	医学的管理、リハビリテーション等の指示
理学療法士または作業療法士	3名以上	医師の指示のもと共同してリハビリテーション実施計画書を作成しリハビリテーションに際し指導を行う。
事務員	2名以上	受給資格確認、保険請求・利用料受領等

3. 営業時間及び事業実施地域

(1) 営業日、営業時間

営業日	営業時間	サービス提供時間
月曜日～金曜日	8:30～17:15	8:50～16:50

但し、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)は休業日となります。

(2) 通常の事業の実施地域

平塚市内										大磯町					
あ行	か行	さ行	た行		な行		は行		ま行		や行	ら行			
明石町	入野	上平塚	幸町	千須谷	高浜台	豊田小嶺	中里	長瀬	花水台	東真土	松風町	南豊田	八重咲町	龍城ヶ丘	高麗
天沼	入部	黒部丘	桜ヶ丘	四之宮	宝町	豊田平等寺	中原	長持	東中原	東豊田	見附町		八千代町		
榎木町		御殿	袖が浜		立野町	豊田本郷	中原下宿	西真土	平塚	東八幡	南原		山下		
老松町		久領堤	新町		達上ヶ丘	豊田宮下	撫子原	根坂間	富士見町	日向岡	宮の前		八幡		
追分		公所	董平		代官町	寺田縄	錦町		紅谷町		宮松町		夕陽ヶ丘		

大原	河内	諏訪町	堤町	高根	西八幡	札幌町	桃浜町		
飯島		浅間町	唐ヶ原	高村	虹が浜	馬入	纏		
出縄		千石河岸	豊原町	徳延	中堂	馬入本町	万田		
				豊田打間木					

4. サービス利用料及び利用者負担金

(1) 基本料金

介護保険法の規定により要介護度別に定められています。

必須加算・必要に応じ個別加算が生じます。※詳細は料金表参照

(2) その他費用

・区分支給限度額（法定代理受領範囲）を超える利用については10割負担となります。

・交通費 通常のサービス提供地域以外の地域については、所定の交通費（実費相当）が必要となり

ます。（別途見積もりいたします。）

通常の実施地域を超えた場合は片道10円/km（実費相当）を頂戴いたします。

・リハビリテーションの提供にかかる費用（材料等）で、利用者が負担することが適当と認められるものについてはその実費相当についてお支払いいただきます。

(3) 支払方法

・毎月10日前後に、前月分の請求書を発行致します。

・支払方法は原則として引き落としと致します。ご事情がある場合には別途協議の上、双方合意した方法によります。

・お支払い期限は翌月の27日（土日祝祭日の場合は翌営業日）に引き落としとなります。受領確認後、領収書を発行いたします。（前月分の請求書と前々月分の領収書を共に配布いたします）

・利用初回月、お引き落とし手続きが間に合わない場合は、事務窓口（1階）にて現金でお支払い願います。

(4) サービス利用の中止等

・サービス利用をお休み、または中止をする際には、出来る限り利用前日までにご連絡ください

（急な体調変化の場合を除く）。

5. サービスの内容

居宅サービス計画（目標等）に基づき、利用者の要望を尊重した訪問リハビリテーション計画を作成し実行します。

6. 緊急時の対応

<急変時の連絡>

利用者の心身状態が急変した場合、利用者の家族又は身元引受人が指定する者に対し連絡します。

施設医師が医学的判断により専門的な対応の必要を認めた場合は、協力医療機関等に対し診察の依頼や紹介、搬送を行うことがあります。

<激甚災害時等の緊急連絡>

激甚災害時の発生時には、通常の電話連絡が不可能であると想定し、次により情報伝達を致します。

※NTT災害伝言による情報発信

NTT災害伝言ダイヤル「171」が利用できる場合は、これを通じ適宜情報を行います。

伝言ダイヤルで使用する電話番号は「0463-35-5780」です。

7. 非常災害対策

管理者は消防計画及び火災、台風や洪水等の風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、防火管理者を設置して非常災害対策を行います。防火管理者は、施設職員に対しての防火教育、夜間を想定した訓練を含め年2回以上の避難訓練の実施、その他必要な災害防止対策についても必要に応じ対処する体制を取り安全に努めます。

①防災設備 消火器、消火栓、非常警報装置、避難器具、防火扉

②防災訓練 年2回以上

③業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、施設サービスの提供を継続するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、従業者に周知するための研修を定期的（年1回）に実施します。また発生時に迅速に対応できるよう、必要な訓練を定期的（年1回）に実施します。

8. 事故の予防および発生時の対応

本施設は、安全かつ適切に、質の高い施設サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、定期的な委員会開催（3月に1回）および職員研修（入職時及び年2回）を行いその適正化を図り、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。

事故が発生した場合は、以下のように適切な対応を致します。

①施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼し搬送します。

②家族等利用者又は身元引受人が指定する方への連絡、保険者および県への報告を行います。

④この事業サービスの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、ご入所者が損害を被った場合は、損害を賠償します。

⑤施設の委員会において、事故発生時の対応及び事故防止対策を定期的に検討し、再発防止に努めます。

9. 身体拘束

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等

一時性・非代替性の全てが認められる場合には、医師及び各職種の協議により必要性を判断し身体拘束を行うことがあります。この場合には容態及び時間、利用者の心身状況、緊急やむを得ないと判断した理由等を利用者や家族へ説明し診療録等に記録します。

身体拘束における指針の整備、委員会の開催、職員研修を定期的に行いその適正化を図ります。

10. 虐待の防止

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生防止のため、指針を整備し、定期的な委員会の開催および職員への研修（入職時及び年1回）を行いその適正化を図ります。

11. ハラスメントの禁止（カスタマーハラスメントの防止を含む）

当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

12. 衛生管理・感染症対策

当施設は、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。

感染症が発生し又はまん延しないよう、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を定め、定期的な委員会の開催（6月に1回）および職員への研修（入職時及び年1回）を行いその適正化を図ります。また発生時に迅速に対応できるよう、必要な訓練を定期的実施します。

13. 職員の質の確保

当施設は職員の資質向上のため、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。

14. 秘密保持

施設職員は、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしません。

当施設で定める範囲内で、個人情報を使用する場合があります。その場合は、事前に利用者又はその家族に使用目的を説明し同意を求めるものとします。

当施設における個人情報保護方針は施設内に掲示します。

15. 相談窓口、苦情対応

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

済生会湘南苑 訪問 リハビリテーション	電話番号	0463-35-5780(代)
	FAX番号	0463-31-3177
	リハビリテーション科	
	対応時間（月曜～金曜）	9:00～16:30

- 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

平塚市介護保険課	所在地	平塚市浅間町9番1号
	電話番号	0463-23-1111(代)
	対応時間	平日 8:30～17:00
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地	横浜市西区楠町27番地1
	電話番号	045-329-3447
	利用時間	平日 8:30～17:15

16. 医療機関の作成したリハビリテーション計画書の受取義務化について

医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問
リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実
施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握します。

17. その他

サービス従事者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、お断りさせていただきます。

別紙；料金表

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会湘南苑 重要事項説明書

(介護予防)通所リハビリテーション

1. 概要

(1) 法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部神奈川県済生会
代表者名 赤星 透
所在地 神奈川県横浜市神奈川区西神奈川1丁目13番地10
済生会東神奈川リハビリテーション病院 別館3F
電話番号 045-423-2301
業務の概要 医療・福祉・保健分野に幅広く展開しています。
事業所数 21事業所

(2) 事業所の概要

施設名称 社会福祉法人恩賜財団済生会湘南苑
所在地 神奈川県平塚市立野町37-1
電話番号 0463-35-5780
FAX番号 0463-31-3177
管理者名 渡部 洋行
介護保険指定番号 介護老人保健施設（1452080000号）
開設年月日 平成2年6月1日
当事業指定 平成12年2月22日指定
利用定員 47人（通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの合計）

(3) (予防)通所リハビリテーションの目的・運営方針

指定通所リハビリテーション事業者は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります（もって介護予防（要支援者）においては利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。）。

2. (予防)通所リハビリテーションの職員体制

職 種	職員数 (常勤換算数)	業務内容
管理者（医師兼務）	1名	施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
医師	1名	医学的管理、リハビリテーション等の指示
理学療法士または 作業療法士	3名以上	医師の指示のもと共同してリハビリテーション実施計画書を作成しリハビリテーションに際し指導を行う。
介護職員	5名以上	通所リハビリテーションに基づく介護
看護職員	1名	体調管理、通所リハビリテーション計画に基づく看護
管理栄養士	1名（兼務）	栄養管理、栄養相談
事務員	2名以上	受給資格確認、保険請求・利用料受領等

3. 営業時間及び事業実施地域

(1) 営業日、営業時間、サービス提供時間

営業日	営業時間	サービス提供時間
月曜日～土曜日	8:30～17:15	9:40～15:50

祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）は休業日となります。

(2) 通常の事業実施地域

平塚市（立野町、豊原町、中里、富士見町、追分、平塚、見附町、明石町、紅谷町、錦町、

宝町、宮の前、宮松町、老松町、浅間町、八千代町、天沼、東八幡1～4、新町、大原、

諏訪町、西八幡、東中原、中原、御殿1～3、南原、達上ヶ丘、上平塚、桜ヶ丘、葦平、

桃浜町、松風町、袖ヶ浜、龍城ヶ丘、虹ヶ浜、花水台、黒部丘、八重咲町、代官町、長持、纏、徳延、河内、山下）

4. サービス利用料及び利用者負担額

(1) 基本料金

介護保険法の規定により定められています。

必須加算・必要に応じ個別加算が生じます。※詳細は別紙料金表参照

(2) その他費用（保険対象外）

項目	金額	内容の説明
食費	780円/食	昼食（給食材料費及び調理費）。おやつを含みます。
おむつ代	実費	紙おむつ、リハビリパンツ、パット類

・区分支給限度額（法定代理受領）を超える利用については10割負担となります。

・交通費 通常のサービス提供地域（又は送迎地域）以外の地域については、所定の交通費（実費相当）が必要となります。（別途見積もりいたします。）
通常の実施地域を超えた場合は片道10円/km（実費相当）を頂戴いたします。

・リハビリテーションの提供にかかる費用（材料等）で、利用者が負担することが適当と認められるものについてはその実費相当についてお支払いいただきます。

(3) 支払方法

・毎月10日前後に、前月分の請求書を発行致します。

・支払方法は原則として引き落としと致します。ご事情がある場合には別途協議の上、双方合意した方法によります。

・お支払い期限は翌月の27日（土日祝祭日の場合は翌営業日）に引き落としとなります。受領確認後、領収書を発行いたします。（前月分の請求書と前々月分の領収書を共に配布いたします。）

・利用初回月、お引き落とし手続きが間に合わない場合は、事務窓口（1階）にて現金でお支払い願います。

(4) サービス利用の中止等

・サービス利用をお休み、または中止をする際には、出来る限り利用前日までにご連絡ください

（急な体調変化の場合を除く）。

当日のキャンセルは、次の費用を申し受けますので、ご了承ください。

時期	キャンセル料	備考
サービス利用日の前日まで	無料	
サービス利用日の当日	360円	食材料費として

5. サービスの内容

居宅サービス計画に基づき、利用者個々の目標に応じ、意向を尊重した通所リハビリテーション計画（機能訓練、食事の提供、レクリエーション、季節の行事、入浴等を含む）を作成し実行します。

6. 緊急時の連絡先

<急変時の連絡>

- ① 利用者の心身状態が急変した場合、利用者の家族又は身元引受人が指定する者に対し連絡します。
- ② 施設医師が医学的判断により専門的な対応の必要を認めた場合は、協力医療機関等に対し診察の依頼や紹介、搬送を行うことがあります。緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

<激甚災害時等の緊急連絡>

激甚災害時の発生時には、通常の電話連絡が不可能であると想定し、次により情報伝達を致します。

※NTT災害伝言による情報発信

NTT災害伝言ダイヤル「1 7 1」が利用できる場合は、これを通じ適宜情報を行います。
伝言ダイヤルで使用する電話番号は「0 4 6 3-3 5-5 7 8 0」です。

7. 非常災害対策

管理者は消防計画及び火災、台風や洪水等の風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、防火管理者を設置して非常災害対策を行います。防火管理者は、施設職員に対しての防火教育、夜間を想定した訓練を含め年2回以上の避難訓練の実施、その他必要な災害防止対策についても必要に応じ対処する体制を取り安全に努めます。

- ①防災設備 消火器、消火栓、非常警報装置、避難器具、防火扉
- ②防災訓練 年2回以上
- ③業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、施設サービスの提供を継続するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、従業者に周知するための研修を定期的（年1回）に実施します。また発生時に迅速に対応できるよう、必要な訓練を定期的（年1回）に実施します。

8. 事故の予防および発生時の対応

本施設は、安全かつ適切に、質の高い施設サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、定期的な委員会開催（3月に1回）および職員研修（入職時及び年2回）を行いその適正化を図り、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。

事故が発生した場合は、以下のように適切な対応を致します。

- ①施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼し搬送します。

- ②家族等利用者又は身元引受人が指定する方への連絡、保険者および県への報告を行います。

- ④この事業サービスの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、ご入所者が損害を被った場合は、損害を賠償します。

- ⑤施設の委員会において事故発生時の対応及び事故防止対策を定期的に検討し、再発防止に努めます。

9. 身体拘束

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等

一時性・非代替性の全てが認められる場合には、医師及び各職種の協議により必要性を判断し身体拘束を行うことがあります。この場合には容態及び時間、利用者の心身状況、緊急やむを得ないと判断した理由等を利用者や家族へ説明し診療録等に記録します。

身体拘束における指針の整備、委員会開催、職員研修を定期的に行いその適正化を図ります。

10. 虐待の防止

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生防止のため、指針を整備し、定期的な委員会の開催および職員への研修（入職時及び年1回）を行いその適正化を図ります。

11. ハラスメントの禁止（カスタマーハラスメントの防止を含む）

当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、性的な言動又は優

越的な関係を背景とした言動であって必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

1 2. 衛生管理・感染症対策

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。

感染症が発生し又はまん延しないよう、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を定め、定期的な委員会（6月に1回）の開催および職員への研修（入職時及び年1回）を行いその適正化を図ります。また発生時に迅速に対応できるよう、必要な訓練を定期的実施します。

1 3. 職員の質の確保

当施設は職員の資質向上のため、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。

1 4. 秘密保持

施設職員は、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしません。

当施設で定める範囲内で、個人情報を使用する場合があります。その場合は、事前に利用者又はその家族に使用目的を説明し同意を求めるものとします。

当施設における個人情報保護方針は施設内に掲示します。

1 5. 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

済生会湘南苑通所 リハビリテーション 相談窓口	電話番号	0 4 6 3 - 3 5 - 5 7 8 0
	FAX番号	0 4 6 3 - 2 6 - 8 6 5 8
	湘南苑通所リハビリテーション受付	
	対応時間（月曜～土曜）	8：30～17：15

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

平塚市介護保険課 相談窓口	所在地	平塚市浅間町9番1号（介護保険課）
	電話番号	0 4 6 3 - 2 3 - 1 1 1 1（代）
	FAX番号	0 4 6 3 - 2 1 - 9 6 0 2
	対応時間	平日 8：30～17：00
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連） 相談窓口	所在地	横浜市西区楠町27番地1
	電話番号	0 4 5 - 3 2 9 - 3 4 4 7
	対応時間	8：30～17：15（月～金）

1 6. 医療機関の作成したリハビリテーション計画書の受取義務化について

医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所

リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実

施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握します。

1 7. その他

・ ご高齢者は、心身の障害、老化に伴う様々な事故の危険性があります。特に転倒・転落・表皮剥離・

誤嚥・誤飲・窒息などから、骨折や外傷、窒息、肺炎など、場合によっては死亡に結び

つくこともあります。当施設では細心の注意を払いそのような事故発生の防止に努めておりますが、専門的な介護施設とはいえ、ご利用者全ての行為を管理・予測できるものではありません。ご了承くださいますようお願い申し上げます。

- ・ サービス従事者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

別紙；料金表

(介護予防) 短期入所療養介護

1. 概要

(1) 法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部神奈川県済生会
 代表者名 赤星 透
 所在地 神奈川県横浜市神奈川区西神奈川1丁目13番地10
 済生会東神奈川リハビリテーション病院 別館3F
 電話番号 045-423-2301
 業務の概要 医療・福祉・保健分野に幅広く展開しています。
 事業所数 21事業所

(2) 事業所の概要

施設名称 介護老人保健施設社会福祉法人^{恩賜財団}済生会湘南苑
 所在地 神奈川県平塚市立野町37-1
 電話番号 0463-35-5780
 F A X 番号 0463-31-3177
 管理者名 渡部 洋行
 介護保険指定番号 介護老人保健施設（1452080000号）
 開設年月日 平成2年6月1日
 入所定員 54名（療養室：2人室1室、4人室13室）

(3) 介護老人保健施設の目的と運営方針

短期入所療養介護は、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう作成された計画に基づき、施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の支援を行い、ご利用者の療養生活の質の向上およびご家族の身体的および精神的負担の軽減を図ります。

2. 施設の職員体制

職 種	職員数 (常勤換算数)	業務内容
・管理者(医師兼務)	1名	施設の運営・統括
・医師	1名	医学的管理
・薬剤師	0.2名	調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理、入所者に対し服薬指導
・看護職員	5.2名以上	投薬、検温、血圧測定等の医療行為・入所者の施設サービス計画に基づく看護
・介護職員	13名以上	日常生活全般に対する介護
・理学療法士または 作業療法士または 言語聴覚士	3名	機能訓練指導、在宅生活指導等
・管理栄養士	1名	栄養管理、栄養相談
・介護支援専門員	1名以上	短期入所療養介護サービス計画作成
・支援相談員	2名	入所・退所相談、各種制度相談等
・事務員	2名以上	利用料請求、受領等

3. サービス内容

- ① 短期入所療養介護計画の立案（4日以上利用時）
- ② 食事（食事は原則、食堂で召し上がっていただきます。）
 朝食 8:00～8:30
 昼食 12:00～12:30
 夕食 18:00～18:30
- ③ 入浴（ご利用者の心身の状態に応じて対応します。但し、入浴が困難な状態の場合

は、清拭にて身体の清潔保持に努めます。)

- ④ 医学的管理下の看護
- ⑤ 介護
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 送迎
- ⑨ その他

これらのサービスの中には、基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

4. 送迎範囲

平塚市（花水台、黒部丘 1～30 番、唐ヶ原、虹ヶ浜 1～25 番、撫子原、松風町、袖ヶ浜、桃浜町、八重咲町、龍城ヶ丘、菟平、久領堤、幸町、高浜台、札場町、千石河岸、代官町、夕陽ヶ丘、榎木町、中堂、堤町、天沼、馬入本町、八千代町、老松町、桜ヶ丘、上平塚、諏訪町、達上ヶ丘、中里、富士見町、平塚 1～5 丁目、豊原町、宮松町、錦町、見附町、紅谷町、浅間町、追分、宝町、明石町、立野町、南原 1～4 丁目、御殿 1～4 丁目、新町、大原、中原 1～3 丁目、東中原 1～2 丁目、西八幡 1～4 丁目、東八幡 1～5 丁目）

5. 利用者負担

(1) 基本料金

- ③ 介護保険法の規定により要介護度別に定められています。
 - ② その他、必須加算・必要に応じ個別加算が生じます。
- ※詳細は添付書類をご参照ください。

(2) その他の料金

- ⑥ 居住費
- ⑦ 食費
- ⑧ 日常生活費（選択）
- ⑨ 教養娯楽費（選択）

(3) 支払い方法

- ① 毎月 10 日前後に、前月分の請求書を発行致します。居室のお便り入れに請求書を配布致しますのでご確認ください。
- ② お支払方法は、原則として引き落としとなります。翌月の 27 日（土日祝祭日の場合は翌営業日）の引き落としとなります。確認が取れましたら領収書を発行致します。（前月分の請求書と前々月分の領収書を共にお便り入れに配布致します。）
- ③ 入所月等お引き落とし手続きが間に合わない場合は、事務窓口（1 階）にて現金でお支払いをお願い致します。

6. 協力医療機関等

※入所中は、原則的に受診ができません。

緊急時は、下記の医療機関に協力いただいています。

【協力医療機関】

名 称 済生会湘南平塚病院

住 所 平塚市宮松町 18 番 1 号（TEL：0463-71-6161）

7. 緊急時の連絡先

<急変時の連絡>

- ③ 利用者の心身状態が急変した場合、利用者の家族又は身元引受人が指定する者に対し連絡します。
- ④ 施設医師が医学的判断により専門的な対応の必要を認めた場合は、協力医療機関等に対し診察の依頼や紹介、搬送を行うことがあります。＜激甚災害時等の緊急連絡＞

激甚災害時の発生時には、通常の電話連絡が不可能であると想定し、ご入所者のご家族等に対しては、次の情報伝達手段を準備しております。

※NTT 災害伝言による情報発信

NTT 災害伝言ダイヤル「1 7 1」が利用できる場合は、これを通じ適宜情報を行います。
伝言ダイヤルで使用する電話番号は「0 4 6 3-3 5-5 7 8 0」です。

8. 施設利用に当たっての留意事項

(居 室)

本人状況により決めさせていただきます。
ご入所中転室して頂くこともございます。

(面 会)

- ・面会時間 10:00～19:00 (土日祝祭日含む)
※面会時はサービスステーションにて面会票に必ずご記入ください。
面会バッチ又は面会札をつけてご面会ください。
ご家族親族以外の方が来苑される際(居宅介護支援事業所等)は相談室にご連絡ください。
- ・面会制限
インフルエンザ等の流行が懸念される場合には、ご入所者の健康維持を考慮し、面会を制限することがございます。面会制限を実施する場合には、掲示等によりお知らせしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

(外 出)

原則、お控えください。

(飲酒・喫煙)

飲酒・喫煙はご遠慮下さい。

(火気の取扱い)

療養室での火気の使用はご遠慮下さい。

(所持品・備品等の持ち込み)

療養生活に必要な物は、かまいません。

(金銭・貴重品の管理)

貴重品の持ち込みは、ご遠慮ください。

盗難等につきましては一切責任を負いかねますのでご了承ください。

9. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

10. 身体拘束

当施設では、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急性・一時性・非代替性の全てが認められる場合には、医師及び各職種の協議により必要性を判断し身体拘束を行うことがあります。この場合には容態及び時間、利用者の心身状況、緊急やむを得ないと判断した理由等を入所者や家族へ説明し療録等に記録します。身体拘束における指針の整備、委員会の開催(3月に1回)、職員への研修を定期的(入職時及び年2回)に行いその適正化を図ります。

11. 虐待の防止

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生防止のため、指針を整備し、定期的な委員会の開催および職員への研修(入職時及び年2回)を行いその適正化を図ります。

12. ハラスメントの禁止(カスタマーハラスメントの防止を含む)

当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

13. 衛生管理・感染症対策

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な

管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。

感染症が発生し又はまん延しないよう、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を定め、定期的な委員会の開催（3月に1回）および職員への研修（入職時及び年2回）を行いその適正化を図ります。また発生時に迅速に対応できるよう、必要な訓練を定期的（年2回）に実施します。

1 4. 職員の質の確保

当施設は職員の資質向上のため、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。

1 5. 秘密保持

施設職員は、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしません。当施設で定める範囲内で、個人情報を使用する場合があります。その場合は、事前に利用者又はその家族に使用目的を説明し同意を求めるものとします。当施設における個人情報保護方針は施設内に掲示します。

1 6. 非常災害対策

管理者は消防計画及び火災、台風・洪水などの風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、防火管理者を設置して非常災害対策を行います。防火管理者は、施設職員に対しての防火教育、夜間を想定した訓練を含め年2回以上の避難訓練の実施、その他必要な災害防止対策についても必要に応じ対処する体制を取り安全に努めます。訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

①防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、非常警報装置、避難器具、防火

扉

②防災訓練 年2回以上

③業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、施設サービスの提供を継続するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、従業者に周知するための研修を定期的（年2回）に実施します。また発生時に迅速に対応できるよう、必要な訓練を定期的（年2回）に実施します。

1 7. 事故発生の防止及び発生時の対応

本施設は、安全かつ適切に、質の高い施設サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、定期的な委員会の開催（3月に1回）および職員への研修（入職時及び年2回）を行いその適正化を図り、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。

事故が発生した場合は、以下のように適切な対応を致します。

①施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼し搬送します。

②家族等利用者又は身元引受人が指定する方への連絡、保険者および県への報告を行います。

④この事業サービスの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、ご入所者が損害を被った場合は、損害を賠償します。

⑤当施設の委員会において、事故発生時の対応及び事故防止対策を定期的に検討し、再発防止に努めます。

1 8. 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談・要望・苦情については次の窓口で対応いたします。

○済生会湘南苑 所在地 神奈川県平塚市立野町37-1
電話番号 0463-35-5780
FAX番号 0463-31-3177

受付窓口 支援相談員 及び 施設介護支援専門員

対応時間 9：00～17：15（月～金）

サービス提供事業者に苦情・相談をしても改善が見られないときや、直接言いづらい場合に、市へ苦情・相談をすることもできます。

○平塚市介護保険課

所在地 平塚市浅間町9－1

直通電話 0463－21－8790（介護給付担当）

対応時間 9：00～17：00（月～金）

利用者が特に国保連合会での処理を希望したときや、市での解決が困難な場合に苦情・相談を受け付けています。

○神奈川県国民健康保険団体連合会（介護保険課 介護苦情相談係）

所在地 横浜市西区楠町27－1

直通電話 045－329－3447

対応時間 8：30～17：15（月～金）

○介護保険相談窓口

所在地

電話番号

FAX番号

19. その他

- ・ご高齢者は、心身の障害、老化に伴う様々な事故の危険性があります。特に転倒・転落・

表皮剥離・誤嚥・誤飲・窒息などから、骨折や外傷、窒息、肺炎など、場合によっては死亡に結びつくこともあります。当施設では細心の注意を払いそのような事故発生の防止に努めておりますが、介護施設とはいえ、ご利用者全ての行為を予測し管理できるものではありません。ご了承くださいますようお願い申し上げます。

- ・サービス従事者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

別紙；料金表